

7 年度 債 務 負 担 行 為 見 積 書

局名 県土整備局 所属名 公共住宅課（直通 045-210-6543） （単位 千円）

事 項	県営住宅指定管理費	

	限 度 額	前年度末までの 支 出(見込) 額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			繰越金
						国 庫 支出金	県 債	その他	
見 積 額	2,451,305千円に、 国の交付金等を受けて 実施する維持修繕 業務に係る費用に 4.5パーセントを乗 じて得た額を加えた 額	令和3年度 ～ 令和6年度	1,686,120	令和7年度 ～ 令和8年度	980,522千円に、国 の交付金等を受け て実施する維持修 繕業務に係る費用 に4.5パーセントを 乗じて得た額を加 えた額	-	-	事業収入、 使用料及び 手数料並び に財産収入	-

査 定 額	2,451,305千円に、 国の交付金等を受け て実施する維持修繕 業務に係る費用に 4.5パーセントを乗 じて得た額を加えた 額	令和3年度 ～ 令和6年度	1,686,120	令和7年度 ～ 令和8年度	980,522千円に、国 の交付金等を受け て実施する維持修 繕業務に係る費用 に4.5パーセントを 乗じて得た額を加 えた額	-	-	事業収入、 使用料及び 手数料並び に財産収入	-
-------------	---	---------------------	-----------	---------------------	---	---	---	----------------------------------	---

事業概要等

- 1 事業の概要
県営住宅等については、地方自治法第244条の2に基づき指定管理者制度を導入しており、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を指定期間として、指定管理者の指定を行うため、指定管理料の債務負担行為を設定する。

- 2 スケジュール及び限度額の積算内訳
(既設定分)

(単位 千円)

区分	年度	指定管理料	地域別内訳				財源内訳	
			横浜等	川崎	相模原等	横須賀三浦	特定財源	繰越金
既設定	R4年度	490,261	313,082	54,621	61,245	61,313	490,261	—
	R5年度	490,261	313,082	54,621	61,245	61,313	490,261	—
	R6年度	490,261	313,082	54,621	61,245	61,313	490,261	—
	R7年度	490,261	313,082	54,621	61,245	61,313	490,261	—
	R8年度	490,261	313,082	54,621	61,245	61,313	490,261	—
	合計	2,451,305	1,565,410	273,105	306,225	306,565	2,451,305	—

区分	年度	指定管理料（事務費の割合）				財源内訳	
		横浜等	川崎	相模原等	横須賀三浦	特定財源	繰越金
既設定	R4年度	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	事業収入、使用 料及び手数料並 びに財産収入	—
	R5年度						—
	R6年度						—
	R7年度						—
	R8年度						—
	合計	—	—	—	—	—	—